

鹿児島市市民ギャラリー使用案内

当市民ギャラリーは、市政を広く広報する場所として、また、芸術を愛好する皆様が、自作の書画、写真等の作品を気軽に発表し鑑賞する場所として設置したものであります。

使用にあたっては、鹿児島市市民ギャラリー使用要綱に基づいて使用を許可しますが、下記に掲げる事項については、要綱の第7条・第8条により使用を許可しませんのでご了承ください。

禁 止 事 項

- (1) 政治及び宗教活動を目的とするもの。
- (2) 営利を目的とするもの。
- (3) その他、鹿児島市庁舎等管理規則第7条に掲げる行為。

庁舎等管理規則第7条抜粋（関係分）

- 庁舎等を損傷し又は構内の美観をそこない若しくは他人に不快の感をおこさせるような行為をすること。
- 法令に違反する文書又はそのおそれのある文書を掲示し若しくは配付すること。

申込み時に提出していただく書類

- (1) 市民ギャラリー使用申込書（様式第1）
- (2) 展示計画等について（様式第1の裏面）
- (3) 利用に関する確認事項

問い合わせ先

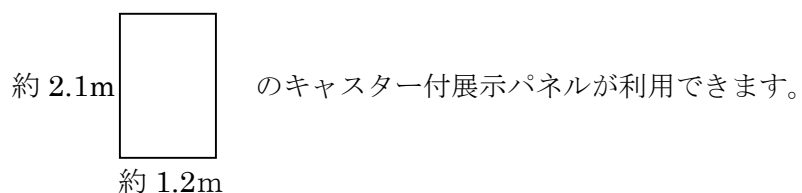
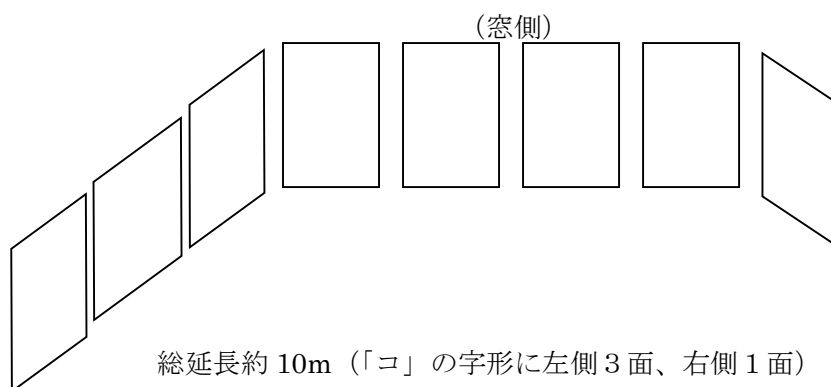
鹿児島市企画財政局財政部管財課庁務室

TEL 216-1159（ダイヤルイン）

市民ギャラリー展示スペース

○別館1階（ATMコーナー北側スペース）

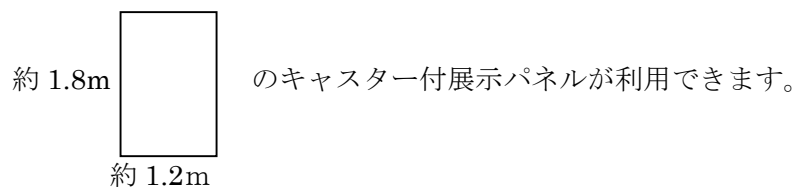
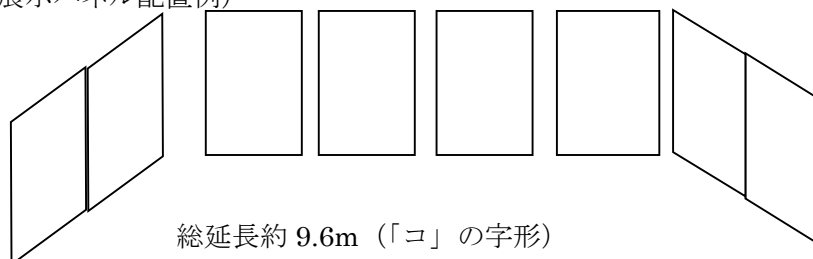
- ・展示パネル設置例（展示パネルを8枚まで使用できます）



○西別館1階（ロビー階段横スペース）

- ・パネルを8枚まで利用できます

（展示パネル配置例）



※市民ギャラリー案内板サイズ

各展示につき、2枚まで貸し出します。

